

那覇市プレミアム付商品券事業委託業務

公募型プロポーザル募集要領

令和 7 年 12 月 26 日

那覇市経済観光部
商工農水課

1 募集概要

(1) 事業の名称

「那覇市プレミアム付商品券事業委託業務」（以下「本事業」という。）

(2) 事業目的

近年、エネルギー価格や食料品をはじめとする物価の高騰が長期化しており、市民生活における経済的負担は増大しているなか、賃金の緩やかな上昇が見られる一方で、生活必需品の価格上昇には十分に追いついておらず、家計への影響が続いている。

また、中小企業・小規模事業者においては、原材料費や物流費の上昇などにより、経営環境は依然として厳しく、価格転嫁が困難な状況もみられる。

このような社会経済情勢を踏まえ、市民の生活負担の軽減を図るとともに、地域内での消費を喚起し、事業者の経営支援につなげることを目的として、プレミアム付商品券事業を実施する。本事業を通じ、市民生活の安定化と地域経済の活性化に資することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「那覇市プレミアム付商品券事業委託業務」仕様書のとおり。

(4) 総事業費

1,068,520,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※委託事務費用及びプレミアム分を含んだ総額とし、委託事務費用を差し引いた分を全てプレミアム分に充てること。なお、プレミアム分は 890,000,000 円以上とする。

(5) スケジュール（予定）

① 公募開始日	令和 7 年 12 月 26 日（金）
② 質問の受付期間	令和 8 年 1 月 5 日（月）～1 月 16 日（金）まで
③ 質問に対する回答	令和 8 年 1 月 21 日（水）
④ 参加表明兼誓約書の提出	令和 8 年 1 月 23 日（金）午後 5 時まで
⑤ 企画提案書の提出	令和 8 年 1 月 30 日（金）午後 5 時まで
⑥ 提案審査	令和 8 年 2 月 6 日（金）予定
⑦ 選定結果通知	令和 8 年 2 月上旬
⑧ 契約の締結	令和 8 年 2 月中旬
⑨ 実施準備、周知広報	令和 8 年 2 月～ 3 月 予定
⑩ 商品券申込又は販売開始	令和 8 年 4 月 予定

⑪ 商品券の利用期間 令和 8 年 6 月～8 月 予定

⑫ 事業完了 令和 8 年 9 月 予定

※上記スケジュールが（予定）と表記としていることにつきまして、本事業は国庫補助事業のため、国からの繰越承認が下り次第、正式決定となる。

2 応募資格

本企画提案募集の参加者は、以下の(1)のいずれか及び(2)の全ての要件を満たすこと。

(1) 応募者の構成

ア 単独で応募する場合は、沖縄県に本社もしくは支店または営業所のいずれかがあること。

イ 共同企業体で応募する場合は、3 社以内で構成することとし、代表構成員が上記アの要件を満たすこと。

(2) 応募者の資格要件

本事業に参加できる者は以下の①～⑦の条件を満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定のいずれにも該当しないこと。
- ② 会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申し立て又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ③ 公募開始日から契約締結日までの期間において、本市の指名停止措置を受けていないこと。
- ④ 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- ⑤ 市町村税を完納していること。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。那覇市が警察署等に照会することについて承諾できること。
- ⑦ 経営内容や業務実績等から本事業の業務を支障なく遂行できること。
- ⑧ 関係法令を遵守すること。
- ⑨ 公序良俗に反しないこと。

※応募者が共同企業体の場合は、全構成員が上記の資格要件①～⑨まで満たすこと。

3 質問の受付及び回答

質問方法

質問疑義照会書（様式 7）に質問事項を記入し、電子メールで提出するものとし、電話・訪問での質問は受け付けない。

また、件名を「那覇市プレミアム付商品券事業委託業務に関する質問」とすること。

① 質問期間 令和 8 年 1 月 5 日（月）～1 月 16 日（金）午後 5 時まで

② 宛 先 K-SYOU001@city.naha.lg.jp ※送信後、電話にて受信確認をすること。

③ 回 答 令和 8 年 1 月 21 日（水）までに本市公式ホームページに掲載する。

4 提出書類作成及び提出

(1) 参加表明兼誓約書の提出

参加表明書兼誓約書を提出していない者からの企画提案は受け付けない。

① 提出期限 令和 8 年 1 月 23 日（金）午後 5 時まで（必着）

② 提出方法 持参又は郵送（持参の場合は平日 9：00～17：00 受付）

※郵送の場合、不備等があれば受付できないことに留意すること。

③ 提出場所 〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所 6 階
那覇市経済観光部 商工農水課 担当：小橋川

④ 提出書類 参加表明書兼誓約書（様式 1）

※本庁地下駐車場利用の場合は駐車料金が発生する。

(2) 企画提案書の提出

① 提出期限 令和 8 年 1 月 30 日（金）午後 5 時まで（必着）

② 提出方法 持参又は郵送（持参の場合は平日 9：00～17：00 受付）

③ 提出場所 〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所 6 階
那覇市経済観光部 商工農水課 担当：小橋川

※本庁地下駐車場利用の場合は駐車料金が発生する。

④ 提出書類 単独で応募する場合と共同企業体で応募する場合で異なるため、セルフチェックリスト（別紙 2）を活用し添付漏れに注意すること。

番号	提出書類	指定様式	単独	共同企業体	備考
1	企画提案提出書	様式 2	○	○	
2	企画提案書		○	○	<u>提案書作成要領（別紙 1）に沿って作成すること。</u>

3	見積書		○	○	<u>事務委託費用とプレミアム分を明記し、合計額が総事業費となる見積書とすること。</u>
4	共同企業体結成届	様式 3	—	○	
5	共同企業体協定書	様式 4	—	○	
6	事業受託実績書	様式 5	○	○※1	※1 共同企業体の場合は構成員毎に作成すること。
7	会社概要	様式 6	○	○※1	※1 共同企業体の場合は構成員毎に作成すること。
8	登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)		○	○※2	提出日から起算して 90 日以内に発行されたものに限る。写し可。 ※2 共同企業体の場合は構成員毎に提出すること。
9	市町村税の完納証明書 (滞納が無いことの証明書)		○	○※2	提出日から起算して 90 日以内に発行されたものに限る。写し可。 ※2 共同企業体の場合は構成員毎に提出すること。
10	セルフチェックリスト	別紙 2	○	○	

(3)形式

- ① 提案書は表紙、各種様式を除いて 20 頁以内とする。
- ② 本要領 4-(2)-④の各書類は押印箇所全てに代表者印を押印した上で、1 部単位で A4 フラットファイル 1 冊に編綴し、書類毎にタブ（インデックス）を貼付すること。編綴順番は、本要領 4-(2)-④の書類番号 1～10 の順序とする。
- ③ 上記②のファイルを正本 1 部、副本 1 部の計 2 部と、正本の PDF データ（CD、DVD-ROM 等。USB 不可。）を提出すること。ファイル表面には、事業社名・タイトル等の記載・貼り付けは行わないこと。なお、副本は正本のコピーで構わない。
- ④ カタログ等がある場合は、企画提案書とは別にバインダー等に綴じ、1 部を提出すること。提案内容を説明する重要事項は、企画提案書にその旨記述すること。

5 提案審査に関する事項

- (1)実施日時 令和 8 年 2 月 6 日（金） 予定（日時の詳細は別途通知する）
- (2)実施場所 那覇市役所本庁
- (3)実施時間 1 者につき 30 分程度（プレゼンテーション 15 分、質疑応答 15 分）

(4)出席者 1者につき4名まで（オンライン可）

(5)審査方法

審査は、書類審査及びプレゼンテーションにより選定するものとし、提案審査評価は、経済観光部所管事業審査委員会（以下「委員会」という。）が行う。

応募者が多い場合は事前に一次書類審査を行い、プレゼンテーション審査の対象を絞る場合がある。プレゼンテーション審査の開始時間等については、応募者に別途通知する。プレゼンテーションは提出した企画提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認められない。

(6)評価基準

評価項目については、那覇市プレミアム付商品券事業 企画提案審査評価基準（別紙3）のとおりとする。なお、提案見積額が事業費上限額を超えている場合や、提案履行内容に合理性がなく著しく基本仕様と離れている場合は、評価の対象外とする。

(7)結果の通知及び公表

委員会にて優先交渉権者及び次点交渉権者を選定後、全応募者あてに通知する。また、本市ホームページにおいて、優先交渉権者名を公開する。優先交渉権者及び次点者名以外の者に関する情報は公開しないものとする。審査委員会における審査内容については、那覇市情報公開条例に基づき対応するものとする。

6 契約に関する事項

(1)契約の締結

優先交渉権者と委託内容、経費等について詳細な協議を行い協議が整った場合、契約を締結する。なお、協議が合意に至らなかった場合は次点交渉権者と協議をできるものとする。

(2)契約締結にあたっての主な留意事項

- ① 本プロポーザルは優先交渉権の選定を目的に実施するものであり、契約締結後の業務においては、協議を行い策定する仕様にに基づき実施するため、企画提案内容どおり契約するとは限らない。
- ② 本事業の受託経費の使途については、その根拠となる証憑を整理し、本事業の終了日の属する年度の翌年度から5年間保存すること。
- ③ 本事業の再委託については、発注者の承認を要件とする。

7 提案の無効に関する事項

次の項目に一つでも該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 提案に参加する資格がない者が提案したとき。

(2) 一つの事業者が複数申請したとき。

例1：A社、B社が構成員としてC共同事業体等で申請し、そのほかにもA社、D社が構成員としてE共同事業体として申請した場合→C共同事業体、E共同事業体ともに無効

例2：A社が単独で申請し、そのほかにもA社、B社が構成員としてC共同事業体として申請した場合→A社、C共同事業体ともに無効

(3) 書類等に虚偽の記載がある提案。

(4) 所定の日時及び場所に提案書等を提出しないとき。

(5) 誤字または脱字等により意思表示が不明確な提案。

(6) その他、本事業に関する条件に違反したとき。

8 提案の辞退に関する事項

本事業への提案を辞退するときは提案辞退届（様式8）にてその旨を申し出ること。

9 その他

(1) 提案に使用する言語は日本語表記とする。

(2) 企画提案書に関連する事項については後日、ヒヤリングを行うことがある。

(3) 企画提案のための費用等は、すべて企画提案者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書等は返却しない。

(5) 企画提案書等に含まれる著作物の著作権は、企画提案者に帰属する。ただし、市が事業者選定の手続きにおいて必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部を複製等する場合がある。

(6) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権その他国内法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法を用いた結果、生じた事象にかかる責任は、すべて企画提案者が負うものとする。

(7) 応募者1者につき、参加申込及び提案は1つとする。

(8) 企画提案書等提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。

(9) 本要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議により定める。

(10) 本業務の募集にあたり、本要領及び仕様書等の変更がある場合には本市ホームページ等で周知するため、確認すること。

(11) 受託事業者選定に関する審査評価内容及び経過等については公表しない。

10 問い合わせ先

那覇市 経済観光部 商工農水課（那覇市役所 6 階）

TEL 098-951-3212（担当：小橋川）

E-Mail : K-SYOU001@city.naha.lg.jp